

○須高行政事務組合職員の勤務時間、休暇等に関する規則

(令和5年3月29日規則第6号)

(趣旨)

第1条 この規則は、須高行政事務組合職員の勤務時間、休暇等に関する条例（昭和40年条例第4号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(条例の施行)

第2条 条例の施行については、[須坂市職員の勤務時間及び休暇等に関する規則（平成7年須坂市規則第8号）](#)の例による。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。